

基礎工学研究科基礎工学国際棟使用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、基礎工学研究科基礎工学国際棟管理運営規程第7条の規定に基づき、基礎工学国際棟（以下「国際棟」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の目的及び用途)

第2条 国際棟は、基礎工学研究科・基礎工学部が主催する国際的な教育集会又は研究集会のための使用に供することを目的とする。ただし、支障のない場合に限り、次の各号に掲げる用途に使用することができる。

- (1) 教育集会又は研究集会
- (2) 会議、行事等（前号に該当するものを除く。）
- (3) その他基礎工学研究科長（以下「研究科長」という。）が適当と認めるもの

(使用者の範囲)

第3条 国際棟を使用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 基礎工学研究科教職員
- (2) 本学の他の研究科等の教職員
- (3) 教育集会、研究集会、会議、行事等の参加者
- (4) 研究科長が特に認めた者

(申込み手続)

第4条 国際棟の使用を希望する者は、別表1に定めるところにより、事前に所定の様式を研究科長あて提出しなければならない。

2 国際棟の使用を希望する者が、学外の者である場合には、国立大学法人大阪大学資産貸付取扱要領に定める様式を研究科長あて提出しなければならない。

(使用の許可)

第5条 研究科長は、前条の使用申込みを適当と認めたときは、所定の様式により使用許可を申込者に通知する。

(許可の取消等)

第6条 研究科長は、使用者がこの細則又は基礎工学国際棟使用要領（以下「使用要領」という。）に違反し、又はそのおそれがある場合には、前条の使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(使用者の義務)

第7条 使用者は、使用要領に定める使用者心得を遵守しなければならない。

2 使用者は、故意又は重大な過失により国際棟の施設、備付物品等を損傷し、又は滅失したときは、その責を負わなければならない。

(使用料)

第8条 国際棟の使用料は、国立大学法人大阪大学資産貸付取扱要領に定めるところによる。

2 第5条の規定により許可した施設の使用が、学外団体が主催する教育集会、研究集会、会議、行事等で基礎工学研究科・基礎工学部が共催するものであるときは、使用料を半額に減免することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、第5条の規定により許可した施設の使用が、学内団体（基礎工学研究科及び基礎工学部を除く）が主催する教育集会、研究集会、会議、行事等であるときの使用料は別表2のとおりとする。ただし、許可した施設の使用が全学行事およびそれに準ずるものの用途の

場合は、その使用料を免除することができる。

(その他)

第9条 この細則に定めるもののほか、国際棟の使用に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年2月12日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年1月13日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成28年8月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条の規定にかかわらず、平成28年7月31日以前に申込み手続を行った場合の使用料については従前の取り扱いとする。

別表1 (第4条関係)

使用用途	使用者及び主催者	申込可能時期
①国際的な教育集会・研究集会	基礎工学研究科/基礎工学部主催	25月前の日の属する月の初日以降
	開催責任者が基礎工学研究科教職員	
	上記以外の本学教職員	18月前の日の属する月の初日以降
	研究科長が特に認めた者	
②教育集会・研究集会	基礎工学研究科/基礎工学部主催	24月前の日の属する月の初日以降
	開催責任者が基礎工学研究科教職員	
	上記以外の本学教職員	18月前の日の属する月の初日以降
	研究科長が特に認めた者	
③会議、行事等	基礎工学研究科/基礎工学部主催	6月前の日の属する月の初日以降
	開催責任者が基礎工学研究科教職員	
	上記以外の本学教職員	
	研究科長が特に認めた者	

別表2 (第8条第3項関係) ※学内団体主催行事

シグマホール		セミナー室	
一日 (8:30~20:00)	12,000 円	午前 8:30~13:00	2,000 円
		午後 13:00~17:30	2,000 円
		夜間 17:30~20:00	-